

平成27年6月施行の商品先物取引の勧誘規制の見直し内容

①一定の要件(年齢等)を満たした者への勧誘

<契約前>

- ・65歳以上の高齢者や年金等で生活する者とは契約できない。
- ・年収800万円以上若しくは金融資産2,000万円以上を有する者又は弁護士等の資格を有する者以外の者とは契約できない。
- ・取引のリスク(損失額が証拠金の額を上回るおそれがあること等)を顧客が理解していることを、契約前にテスト方式により確認。

<契約後>

- ・「熟慮期間」(契約から14日間は取引できない)を設ける。
- ・投資できる上限額を設定(年収及び金融資産の合計の1/3。上限額に達する証拠金の預託が必要となった場合には、取引を強制的に終了)。
- ・習熟期間の設定(経験不足の顧客は90日間は投資できる上限額の3分の1までしか取引できない)
- ・顧客に損失発生の可能性を損失が生じる前に注意喚起。

<その他>

- ・事業者に対して重点検査を行い、法令に違反した事業者に対しては、許可取消しを含む厳正な処分を実施。
- ・悪質な違反行為を行った外務員を永久追放する自主規制ルールを導入。
- ・施行1年後を目処に実施状況を確認し、必要に応じて見直し(委託者保護に欠ける深刻な事態が生じた場合には施行後1年以内であっても必要な措置を講ずる)。

②ハイリスク取引の経験者に対する勧誘

FX、有価証券の信用取引等の経験者(自社以外との契約者を含む。)に対する勧誘。

重層的な委託者保護の取組

理解度確認の実施時期を契約後から契約前に修正

入口における勧誘対象の絞り込み

②ハイリスク取引経験者の確認

③以下の条件について確認

- (i) 65歳未満
- (ii) 年金等の収入が収入全体の過半を占めている者でないこと
- (iii) 年収800万円以上若しくは金融資産2,000万円以上又は特定の資格を有する者(弁護士等)

理解度確認による勧誘対象の絞り込み

④取引のリスク等の理解度確認

テスト方式で全問正答を必須とし、出題問題も適宜変更

再テストの実施方法を制限

外務員による理解度確認を禁止するなど、外務員の関与を制限

特定の資格を有する者は④理解度確認を不要とする

理解度確認
不合格者



契約締結

⑤熟慮期間
14日間

取引開始

・投資上限額の3分の1で取引(90日の習熟期間)

・証拠金が投資上限額に達した場合、取引を強制的に終了(1年間)

「アラート機能」を義務付け
(※)一定の損失が生じる前段階で顧客に知らせる

商品先物取引業者に内部統制の態勢構築を義務付け

①不招請勧誘が認められる基準
(②)④について説明

基準を
充たさない者



・①～④の確認に係るエビデンスの保管義務(10年間)

・①～⑥に反して取引を行った場合、①～④の確認に係るエビデンスの保管義務に違反した場合又は顧客の申告内容が事実と異なることを知っていた場合には、当該取引は事業者の計算によるものとみなす。

・③(ii)(iii)の確認について、収入や金融資産の内訳を顧客に申告させることを商品先物取引業者に義務付ける。

包括的な委託者保護策の全体像

<改正省令の施行前>

<取引中>

<取引後>

